

## 大阪市告示第546号

大阪市住居表示条例（昭和40年大阪市条例第4号）第2条の規定に基づき、東住吉区における街区の区域変更及び新設を次のとおり行う。

令和7年4月14日

大阪市長 横 山 英 幸

### 1 街区の区域変更及び新設

矢田五丁目2番街区、4番街区、7番街区及び8番街区の区域を変更し、3番街区を新設する。（別図のとおり）

### 2 実施期日

告示の日

（東住吉区役所窓口サービス課）